奈良県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第七十八号

奈良県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

奈良県食品衛生法施行細則（昭和五十年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第三条第一号キ(1)」を「第三条第一号ア(4)(一)」に、「飲適用の水」を「食品製造用水」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第三条第一号ク(1)」を「第三条第一号ア(7)(一)」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第三条第一号シ」を「第三条第一号ア(14)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第三条第一号シ」を「第三条第一号ア(14)」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の二項を加える。

5　条例第三条第二号ア(6)(七)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　加熱又は加工されていない原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

二　食肉その他の加熱されていない食品を取り扱つた設備、機械器具等は、当該食品以外の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。

三　おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。

四　施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

五　食品取扱者以外の者を作業場にみだりに立ち入らせないこと。

6　条例第三条第二号ア(6)(九)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　原材料及び製品への金属、ガラス、ほこり、洗浄剤その他の異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じ検査すること。

二　分割し、又は細切した食肉等について、異物の混入がないか否かを確認するとともに、異物の混入が認められた場合には、異物による汚染の可能性がある部分を廃棄すること。

三　原材料として使用していないアレルギー物質が製造の工程において混入しないよう措置を講ずること。

四　原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理し、記録すること。

五　製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、保存すること。

第四条第一項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第十六条中「第三条第一号ク（1）」を「第三条第一号ア（7）（一）」に改める。

第七号様式中「許可番号　　号」を「許可番号　第　　号」に、「　　年　　月　　日　　許可しました」を「許可したことを証します」に、

奈良県　保健所長」

に改める。

奈良県　保健所長」

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。